

自然共生の会 定款・会則（2024 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会の名称は「自然共生の会」（英字名：Satoyama Harmony Association、略称：SHA）とする。

（所在地）

第 2 条 本会の主たる事務所を兵庫県神戸市北区大沢町市原 8 5 7 番地に置く。

（目的）

第 3 条 神戸市北区大沢町市原の「人と自然との共生ゾーン」において、竹林・雑木林の適切な管理を地域住民主体で継続し、生物多様性の保全、防災力の向上、里山文化の継承および地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（活動）

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）伐採・間伐・下草刈り・散策路補修などの森林整備
- （2）整備計画策定、植生・生物モニタリング及びデータ発信
- （3）竹材・間伐材の利活用（チップ化、竹炭、クラフト等）
- （4）里山体験会、自然観察会、環境学習プログラムの企画運営
- （5）行政・企業・教育機関との協働、安全講習及び人材育成
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

（会員の種別及び資格）

第 5 条

(1) 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを完了した個人または団体を会員とする。

(2) 会員は総会において議決権を有し、会則を遵守するものとする。

(入退会)

第6条

(1) 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、事務局の承認を受けるものとする。

(2) 退会を希望する者は、書面または電子メールにより届け出るものとする。

第3章 総会

(総会の開催)

第7条

(1) 定期総会を毎年4月に開催する。

(2) 臨時総会は代表が必要と認めた場合、または会員総数の3分の1以上の要請があった場合に招集する。

(議決)

第8条 総会の議事は出席（委任状を含む）会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は代表がこれを決する。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 事務局長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

(役員の選任及び任期)

第10条

- (1) 役員は総会で選任する。
- (2) 任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第11条

- (1) 代表は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長は事務局を統括し、日常業務を遂行する。
- (3) 会計は会計事務を担当し、収支報告を作成する。
- (4) 監事は会計監査を行い、総会に報告する。

(役員・構成員)

第12条 本会の構成員（役員）は次のとおりとする。

- (1) 代表 谷山 詩温
- (2) 事務局長 長澤 悠介
- (3) 会計 住友 裕美
- (4) 監事 谷山 準

第5章 会計

(財源)

第13条 本会の財源は、会費、寄付金、助成金、事業収益その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約変更)

第15条 本定款・会則の変更は総会出席会員の3分の2以上の賛成をもって行う。

(設立)

第16条 本会の設立（発足）日は2024年4月1日とする。